

概要

こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。

背景

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、**地域の中でこどもが育つことが困難**になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、**こどもを取り巻く環境の厳しさ**が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、**居場所への多様なニーズ**が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、**国としても一定の考え方を示すことが求められている**。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「**こどもまんなか**」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所・居場所づくりとは

- 居場所とは、**こども・若者本人が決めるもの**である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、**居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る**。
- こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある**。

こどもの居場所づくり推進の視点



こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理

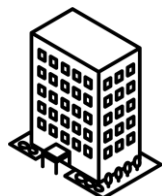
- ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
- ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
- ③「**みかく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
- ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

役割 責務等

こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め**全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である。

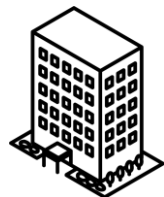
推進体制等

国における推進体制



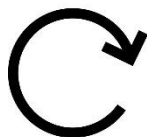
- 本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- 国が策定することも大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体における推進体制



- こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の 検証・評価 指針の見直しについて



- こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者やこどもの居場所に関する関係者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目処に見直しを行う。**

こどもの居場所づくりに関する指針に基づいた今後の取組について

1 指針の広報・啓発

動画やパンフレットを制作し、指針の広報・啓発を実施する。

2 こどもの居場所づくり支援体制強化事業の推進

指針に基づきこどもの居場所づくりを推進するため、各種事業を着実に実施する。

- (1) 実態調査・把握支援(居場所の有無やニーズ等の現状を把握するための実態調査への支援)
- (2) 広報啓発活動支援(マップやポータルサイトなど広報啓発の取組への支援)
- (3) こどもの居場所づくりコーディネーター(仮称)の配置等支援(地域の居場所全体をコーディネートする人材配置への支援)
- (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)(民間団体が創意工夫して行う居場所づくり等への支援)

3 他事業のガイドライン等見直し

放課後児童クラブ運営指針や児童館ガイドラインなど、既存のガイドライン等の見直しを実施する。

4 各種調査研究事業実施

指針を踏まえ、こどもの居場所づくりに関する調査研究を実施する。

- (1) こどもの居場所づくりに関する評価指標調査研究事業 (仮称)
- (2) 災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究事業 (仮称)

5 こどもの居場所づくりに関する指針の解説書(仮称)作成

指針に記載されている内容の背景など具体的に記述することで理解を深めるための指針を解説する資料を作成する。

1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NP0法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NP0等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NP0法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円
1 特別区・中核市あたり 3,434千円
1 市町村あたり 1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円
1 特別区・中核市あたり 3,885千円
1 市町村あたり 2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）
10,259千円（2名配置の場合）
5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NP0等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。